

December 2020

Follow [@Paul_Hastings](#)



グローバルプライバシー法 TOP 5 —2020 年の回顧と 2021 年の展望

By PH Privacy Practice Group and ポールヘイスティングス法律事務所プライバシープラクティスグループ1、新井敏之

2020 年の回顧 Top 5

1. 新型コロナ対応 — 職場、学校等での健康に関するデータのシェアリングなどの取り扱いに新しい問題が集中した。健康に関する要配慮個人情報 (sensitive information) の取り扱い、プライバシーノーティスの記載の十分性、データの保全期間等が論点となる。ポールヘイスティングス執筆のクライアントアラート（「PH アラート」）はこちら。
2. CCPA (California Consumer Privacy Act) の施行 — 2020 年年初より施行され、カリフォルニア州で営業する大企業、中企業に影響を与えている。この法律は同州の居住者にさらなるプライバシー権を付与したため、同州の営業者は個人情報の収集、使用及び移転に関し対応を迫られる。他州で営業するカリフォルニア州の営業者は、CCPA を踏まえた汎複合法域型プライバシーポリシーを制定し、同様の会社規則を整備する傾向が見られる。そこでのポイントは個人情報の収集とシェアリング、消費者にどう情報開示し、選択権を与えるかである。CCPA をめぐる進展についての PH アラートは[こちら](#)。²
3. Schrems II 判決とプライバシーシールドの無効化 — 2020 年 6 月 16 日、Court of Justice of the European Union は EU-US 間のプライバシーシールド制度を無効と判断した。その理由はプライバシーシールドが EU の個人データを十分に保護していないという評価にある。そのためこの方法を用いて EU から米国に個人データを移転していた当事者は、その代替策を模索し、当面 SCC (standard contractual clauses) を締結することで対応している。さらに、European Data Protection Board (EDPB) は 2021 年前半から施行される SCC の新難形を発表した。この判決をめぐる PH アラートは[こちら](#)。³
4. Brexit 終了 — 2020 年末をもってブレクジット経過期間は失効する。プライバシーの分野ではそれは EU との個人データの自由な移転が終焉を迎えることを意味する。GDPR の見地からは UK は第三国になり、データ保護についての十分性認定なく個人データの移転を受けることができなくなるが、十分性認定が円滑になれるかはまだ明らかではない。多国籍企業である我々のクライアントはこの状況を踏まえ、新年度からの SCC によるデータ移転方法を構築中である。ブレクジットとその影響に関する PH アラートはこちら。
5. アジアとラテンアメリカでのプライバシー法制定 — 世界中の国がデータ保護法を制定しつつある。そのため多国籍企業では、更にデータコンプライアンスの対応が複雑化している。例を挙げると、中国の個人情報保護法 (PIPL) が中国初の統一的なプライバシー保護法として制定された。これまでサイバーセキュリティ法や個人情報安全指定などに分散していた規定を統一している。その内容は多くが GDPR の影響下にあるとされる。また、ブラジルでは GDPR に近似した広汎な個人データ保護法 (LGPD) が制定され、来年に施行される(下記参照)。

2021 年の展望 Top 5

1. 新 SCC 制定 — 2020 年 11 月 11 日 EDPB は EEA 内から EEA 外に対して個人データを移転することについての推奨される方法のドラフトを発表した。これらの方法はクロスボーダーのデータ移転について、移転する当事者が履践すべき手続きを定め、その中には外国への移転に重要な影響のある要件を含んでいる場合がある(例・第三者または EEA 外の国にデータ移転をする際の相手方・相手国へのデューディリジェンスの要件)。この EDPB のガイダンスを受け、European Commission は新しい SCC と実施細則のドラ

フトを併せて公表した。両ドラフトには①EU 内プロセッサーから EU 外プロセッサーへのデータ移転用のもの、及び②EU 内プロセッサーから EU 外コントローラーへのデータ移転用のものの二つがある。これらの文書では SCC の語法も GDPR のそれと統一されている。PH アラートはこちら。⁴

2. **米国のプライバシー関連の州法と連邦法の制定** — カリフォルニア州では CCPA を改正する California Privacy Rights Act (CPRA)を住民投票により採択した。この新法の大半は 2023 年初から施行され、州民のプライバシー権を強化し、事業者の義務を拡大する。その他の州、例えばワシントン州などもかかる法律の制定に動くと言われている。さらに連邦法がプライバシー権について制定される可能性もある。PH アラートはこちら。
3. **ブラジルの LGPD 法** — 2018 年 8 月 14 日にブラジル初の包括的個人データ保護法として Brazilian General Data Protection Law (LGPD) が制定された。2021 年 8 月からデータ保護庁 (ANPD)による行政監督が開始される。この法律は域外適用があり、ブラジル由来の個人情報のプロセシングに関してデータのプロセシング、保存の場所にかかわらず世界どこにでも規制が及ぶ。営業者の側ではこの遵守のための準備が既に開始されており、グローバルなコンプライアンスをさらに複雑にしている。
4. **カナダの Digital Charter Implementation Act (DCIA) 法案** — 2020 年 11 月 17 日に提出された本法案は、Schrems II の下でどのようにすれば十分性認定が受けられるかを配慮したものと評価される。この法案が可決されれば、その目論見では①Personal Information and Electronic Documents Act (PIPEDA) を Consumer Privacy Protection Act (CPPA) に組み入れ、②個人情報紛争についての審査機関を Personal Information and Data Protection Tribunal Act により設立する予定である。法案では GDPR 由来の各種権利も規定(例・データポータビリティ、削除請求権)される。カナダ政府公表のファクトシートはこちら。
5. **ブレクジットと英国 Age Appropriate Design Code** — 来年年初からは英国は EEA にとって第三国であり、自由な個人データの移転が許容されなくなる。英国では内国法をもって個人データ保護を整備し、European Commission の十分性認定が受けられるように準備中である。その間、多国籍企業は SCC を締結することでデータの移転が可能なよう準備している。英国 ICO によるガイダンスはこちら。

更に国内法として 9 月 2 日に Age Appropriate Design Code を制定し、12か月の準備期間を経て Information Society Services (法によって定義される、ISS)による遵守が要求される。英国で子供が利用する可能性のある情報サービスを提供する ISS はその利用に沿って新設の詳細なコーディング義務を課せられる。その適用のあるサービスは広汎で、各種ストリーミング、アプリ、プログラム、ウェブサイト、SNS、メッセージサービス、ゲーム、インターネット利用玩具などが広く対象となる。この法律は子供の様々なプライバシー保護の見地から高度のプライバシー権をディフォルトとして制度設計されており、親の監督権やプロファイリング、同意権に関する規定も存在する。既にエンターテイメント業界やテクノロジー業界がこの遵守に向けて準備中である。

◆ ◆ ◆

本稿の内容についてご質問等がございましたら、担当者までお気軽にお問い合わせください

Tokyo

新井敏之
81.3.6229.6010
toshiyukiarai@paulhastings.com

-
- ¹ この論考は本法律事務所の以下の弁護士による 12 月 14 日付の英文の論考 (Top 5 Privacy Developments in 2020 and 5 More to Prepare for in 2021) に基づいているが、筆者の見解を含んでいる点をご注意願いたい。Sherrese Smith, Jacqueline Cooney, Daniel Julian and Brianne Powers.
 - ² 更に追加的な情報はこちらの PH アラートを参照 : <https://www.paulhastings.com/publications-items/blog/ph-privacy/ph-privacy/2020/08/31/ccpa-s-hr-and-b2b-carve-outs-extended-until-january-1-2022>
 - ³ 更に追加的な情報はこちらの PH アラートを参照 : <https://www.paulhastings.com/publications-items/blog/ph-privacy/ph-privacy/2020/07/23/practical-next-steps-following-validation-of-privacy-shield>
 - ⁴ 更に追加的な情報はこちらの PH アラートを参照 : <https://www.paulhastings.com/publications-items/blog/ph-privacy/ph-privacy/2020/11/12/european-commission-releases-draft-sccs-for-consultation>

Paul Hastings LLP

Stay Current is published solely for the interests of friends and clients of Paul Hastings LLP and should in no way be relied upon or construed as legal advice. The views expressed in this publication reflect those of the authors and not necessarily the views of Paul Hastings. For specific information on recent developments or particular factual situations, the opinion of legal counsel should be sought. These materials may be considered ATTORNEY ADVERTISING in some jurisdictions. Paul Hastings is a limited liability partnership. Copyright © 2020 Paul Hastings LLP.